

社団法人神奈川県農業公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人神奈川県農業公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を横浜市中区海岸通1丁目2番地の2に置く。

(目的)

第3条 公社は、神奈川県の実業の発展と農業者の福利の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項の規定に基づく農地保有合理化事業
- (2) その他目的達成のため必要な事業

(公告)

第5条 公社の公告は、事務所の掲示場に掲示して行ない、必要があるときは、神奈川県新聞に掲載する。

第2章 社員

(社員の資格)

第6条 公社の社員となる資格を有する者は、神奈川県並びに県内に所在する市町村及び公共的団体とする。

(加入)

第7条 公社の社員になろうとする者は、加入申込書に公社が必要と認める書面を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、理事会が前項の承認をしたときは、その旨を申込者に通知し、出資金の払込み完了後、社員名簿に登載するものとする。

(届出)

第8条 社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

- (1) 社員の名称又は事務所の所在地の変更
- (2) 定款の変更
- (3) 代表者の氏名及び住所の変更
- (4) 社員になる資格を喪失するとき

(脱退)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、脱退するものとする。

(1) 社員たる資格の喪失

(2) 持分全部の譲渡

2 社員は、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。この場合において、社員は、脱退しようとするときの6箇月前までに公社に予告しなければならない。

第3章 出資金及び経費の負担

(社員の出資)

第10条 社員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 出資1口の金額は、10万円とする。

3 社員は、出資の払込みについて、相殺をもって公社に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第11条 社員は、理事会の承認を経なければ、その持分の全部又は、一部を譲渡することができない。

2 社員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第7条に規定する手続を経なければならない。

(脱退者の出資金の払い戻し)

第12条 社員が公社を脱退したときは、その出資額の払戻しを請求することができる。

2 前項の請求があったときは、公社は、その社員が脱退した日の属する事業年度の決算確定時における出資の総額（決算確定時に欠損を生じているときは、当該欠損金を差し引いた額）にその者の出資額の出資の総額に対する割合を乗じて算出した額を、その者の払込済出資額を限度として、決算確定後2箇月以内に払い戻すものとする。

(経費の負担)

第13条 公社は、事業に必要な経費にあてるため社員に対し負担金を賦課することができる。

2 前項の負担金の額及びその徴収の方法は、総会において定める。

3 社員は、負担金の払込みについて、相殺をもって公社に対抗することができない。

第4章 役員、職員等

(役員を設置)

第14条 公社に、役員として理事6人以上10人以内及び監事2人を置く。

2 理事のうち1人を会長とし、2人を副会長とし、1人を専務理事とする。

(役員を選任)

第15条 役員は、総会において選任する。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の役員は会長が任命する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

(兼務の禁止)

第16条 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事は、理事会を組織して、公社の業務の執行を決定する。

2 会長は、公社の事務を総理し、公社を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行なう。

4 専務理事は、会長を補佐して、業務を処理し、副会長に事故あるときは、その職務を代理し、副会長が欠けたときは、その職務を行なう。

5 理事は、会長の定めるところにより、専務理事に事故あるときは、その職務を代理し、専務理事が欠けたときは、その職務を行なう。

6 監事は、民法第59条に定める職務を行なう。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員が、任期の満了又は辞任により退任した場合は、退任した役員は、後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(顧問)

第19条 公社に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、公社の重要な事項に関し意見を述べる。

(参与)

第20条 公社に、参与を置くことができる。

2 参与は、専務理事の推薦により、会長が委嘱する。

3 参与は、公社の業務に関し助言を行なう。

(事務局)

第21条 公社の事務を処理するため事務局を設け、職員若干人を置く。

2 職員は、会長が任免する。

(会長の職務)

第22条 諸規程(事務局の組織及び職制、職務権限並びに法令等に基づく事業以外の事業に関する規程を除く。)の制定及び改廃は、会長が定める。

2 前項の規定により規程を定めたときは、理事会へ報告するものとする。

第5章 総会及び理事会

(総会の種類)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度1回以上開催するものとし、臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 5分の2以上の社員が、招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集は、少なくともその開会の日の5日前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知しなければならない。

3 前条第2項第2号に掲げる場合には、会長は、請求のあった日から1箇月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画並びに収支予算の設定及び変更

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 負担金の賦課徴収の方法

(5) 借入金の最高限度額

(6) 理事会において必要と認めた事項

(7) その他この定款に定めがある事項

(総会の議決の方法等)

第26条 総会は、総社員の過半数の出席によって成立する。

2 総会では、第24条第2項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第29条に規定する場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、総会に出席した社員のうちから選任する。

(議決権)

第28条 社員は、各1個及び出資10口につき1個の議決権を有する。ただし、50口以上の出資を有する社員の出資に対して与えられる議決権は、当該社員の有する口数を2分の1として計算する。

(特別の議決)

第29条 次の各号に掲げる事項は、総社員の3分の2以上の社員が出席した総会にお

いて、その議決権の4分の3以上の多数による議決を要する。

- (1) 定款の変更
- (2) 残余財産の処分
- (3) 解 散

(総会の書面又は代理人による議決)

第30条 社員は、総会における議事につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、4人以上の社員を代理することができない。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、第26条、前条及び次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する場合においてその書面が総会の開会までに公社に到達しないときは、その議決権は無効とする。

4 代理人は、表決前に代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 社員の総数
- (3) 出席社員の数
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか、出席社員のうちからその会議において選出された者2人以上が記名押印しなければならない。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 理事会の招集は、その開会の日の5日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって各理事に対して通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(理事会の議決事項)

第33条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の招集及びその付議事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第34条 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の代理人による議決)

第35条 理事は、理事会における議事につき、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、2人以上の理事を代理することはできない。

(準用規定)

第36条 第23条第2項第2号、第26条第1項及び第2項並びに第31条の規定は、理事会に準用する。この場合において、これらの規定中「社員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 公社の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 補助金
- (3) 負担金
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収入

(強化基金)

第37条の2 公社は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るため、農地保有合理化事業強化基金（以下「強化基金」という。）を設けるものとする。

2 強化基金は、前条各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産をもって構成する。

- (1) 強化基金の造成にあてることを指定して交付された補助金
- (2) 総会で強化基金に繰り入れることを議決した資産

(強化基金の処分の制度)

第37条の3 強化基金は、第38条の3の規定により神奈川県に返還する場合及び前条第2項第2号の規定により強化基金に繰り入れられた資産の額に相当する額を限度として総会の議決を経て処分する場合を除き、これを処分し、又は担保に供することができない。

(資産の管理)

第38条 公社の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会で定める。

2 資産のうち、現金は、神奈川県信用農業協同組合連合会若しくは銀行に預け入れ、又は国債、地方債、金融債若しくは金銭信託若しくは貸付信託の受益証券を取得することにより、保管しなければならない。

(強化基金運用益の用途制限)

第38条の2 強化基金の資金の運用により生じた利子、収益等の運用益（以下「強化基金運用益」という。）は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備の強化のための経費の支払いにあてるものとする。

2 強化基金運用益は、前項の目的以外の目的のために使用してはならない。

(強化基金の返還)

第38条の3 公社は、強化基金を構成する資産のうち、神奈川県知事から強化基金の造成にあてることを指定して補助された補助金は、神奈川県知事の請求に応じて、その全部又は一部の返還をするものとする。

(事業年度)

第39条 公社の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 事業報告及び決算は、毎事業年度終了後遅滞なく会長が次に掲げる書類を作成しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 財産目録

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書

(5) 正味財産増減計算書

2 会長は、前項各号に掲げる書類を監事に提出し、監事による監査を受けなければならない。

第7章 解散及び精算

(解 散)

第42条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 公社が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を得、かつ、知事の許可を得て処分するものとする。

第8章 補 則

(知事の承認)

第44条 公社は、毎年当該年度の事業計画及び収支予算並びに過年度の事業実施状況及び収支状況について知事の承認を受けなければならない。

(委 任)

第45条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会が定める。

(設立当初の役員等)

第46条 公社の設立当初の役員及びその任期並びに事業計画並びに収支予算は、第18条第1項、第25条、第33条及び第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところ

ろによる。

(設立当初の事業年度)

第47条 公社の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、公社設立許可のあった日から昭和45年3月31日までとする。

附 則

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和46年7月30日)

この改正についての施行年月日は、社団法人神奈川県農業公社が農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の2第2号の規定により農地保有合理化促進事業を行なう法人として知事の指定を受けた日とする。

附 則 (昭和48年11月22日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和52年5月30日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和54年5月31日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和55年6月20日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和58年6月1日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和63年2月1日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和63年9月1日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成6年6月30日)

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 19 日）

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成10年 7 月 16 日）

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成12年 6 月 6 日）

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年 4 月 1 日）

この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年 5 月 13 日）

- 1 この定款変更は、行政庁の認可のあった日から施行する。
- 2 この定款変更の際現に選任されている役員の定数については、変更後の第14条第1項の規定にかかわらず、その任期が満了する日(同日前に当該役員が辞任した場合にあっては、当該辞任の日)までは、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例により在任する理事の選任については、変更前の第15条の規定は、なおその効力を有する。